資料２

今後の土壌汚染対策の在り方に係る論点②

目　次

１．調査費用の汚染原因者への求償について

２．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

３．その他
①飛び地間移動の要件について
②仮置きの要件について
③期限を区切らない同一敷地内の移動について
④有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について

1．調査費用の汚染原因者への求償について

現行制度

- 要措置区域に指定された場合の**汚染の除去等の措置に要した費用については、土地の所有者等は汚染原因者に請求することが可能**となっている。【法第８条第１項】
- 特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものである場合でも、**土壌汚染状況調査に要した費用をその行為をした者に請求することを認める規定はなく、**調査に要した費用を汚染原因者に請求するには、民法上の責任を明らかにし損害賠償を求める必要がある。

（汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求）

第八条　前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、**当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用**について、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限度において、**請求することができる**。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置又は当該指示措置に係る前条第一項第一号に規定する環境省令で定める汚染の除去等の措置（以下この項において「指示措置等」という。）に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

２　前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　当該実施措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行使しないとき。

二　当該実施措置を講じた時から二十年を経過したとき。

1．調査費用の汚染原因者への求償について

施行状況①

- **法に基づく土壌汚染状況調査を実施する件数が年々増加**している。
- 一定規模以上の土地の形質変更時の調査義務の新設により、土壌汚染状況調査を同一の者が複数回実施する場合も生じている。
- **土地の所有者と汚染原因者が異なる場合も多く、**例えば調査の結果要措置区域に指定された場合、４分の１程度は汚染原因者が判明しており、汚染原因者に対して汚染除去等計画の提出の指示が出されている。

  ○法第７条第１項汚染除去等計画の提出の指示件数（R5年度）：73件

  ○うち、汚染原因者が明らかな場合等、土地の所有者とは別に土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数（R5年度）：17件

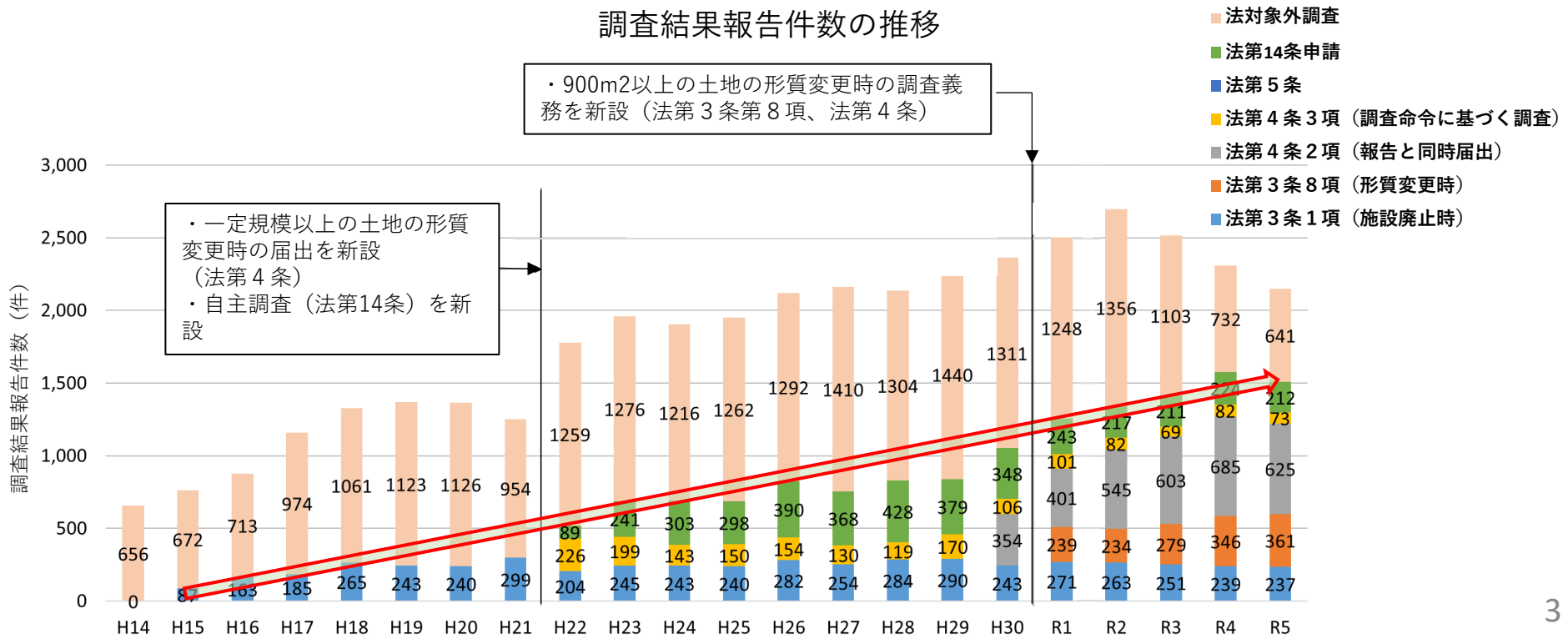

1．調査費用の汚染原因者への求償について

施行状況②

- 平成22年度からの累計で報告された法に基づく土壌汚染状況調査結果13,974件のうち、区域指定に至らなかった件数と形質変更時要届出区域に指定された件数の合計は12,964件であり、**多くの場合は汚染の除去等の措置は不要。**
- 汚染の除去等の措置が必要な場合も、都道府県知事等により示される指示措置は多くの場合地下水の水質の測定であり、累計で、**指示措置のうち　739/1019=73%　が地下水の水質の測定**となっている。

指示措置の内容

（件数：複数回答有）

指示措置の内容		指示措置の件数		VOC（第一種）不適合		重金属等（第二種）不適合		農業等（第三種）不適合		複合汚染	
		R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計
地下水の摂取等によるリスク	地下水の水質の測定	61	(739)	10	(106)	49	(549)	0	(0)	2	(84)
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	16	(201)	13	(111)	2	(40)	0	(0)	1	(50)
	遮断工封じ込め	0	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(2)
	合計	77	(943)	23	(217)	51	(590)	0	(0)	3	(136)
直接摂取によるリスク	盛土	4	(51)	―	―	4	(51)	―	―	―	―
	土壌入換え	0	(6)	―	―	0	(6)	―	―	―	―
	土壌汚染の除去	0	(19)	―	―	0	(19)	―	―	―	―
	合計	4	(76)	―	―	4	(76)	―	―	―	―

※１つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることがあるため、「指示措置の件数」は汚染除去等計画書の提出件数と一致しない。また（　）内の数値は、平成22年度からの累計件数

調査に要する費用と措置に要する費用　＜試算例＞

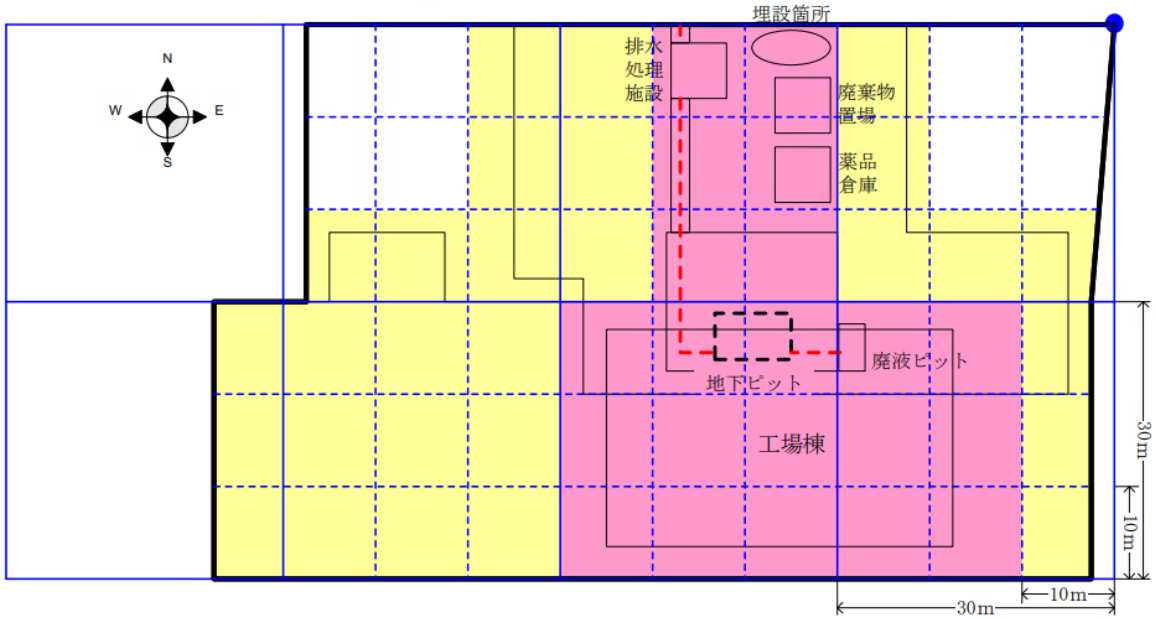

「土壌汚染対策法に基づく 調査及び措置に関するガイドライン（改訂第３.１版）」（令和4年8月）　p.223 図2.5.2-4を引用※

※ガイドラインでは複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の例として示している図だが、本資料では状況を簡略化するために盛土等が行われない同一の事業場の場合として試算した。

■試算条件
- 敷地面積 約5,500m^2
- トリクロロエチレン、鉛を使用
- 地下ピットから排水処理施設は地下配管
- 調査の結果、トリクロロエチレン、鉛ともに全部対象区画の一部で基準不適合
- 措置として、トリクロロエチレン、鉛を対象にそれぞれ１地点で地下水の水質の測定を実施

凡例）

：汚染のおそれが多い区画（全部対象区画）

：汚染のおそれが少ない区画（一部対象区画）

【調査に要する費用の例（概算）】
- 地歴調査：100～200万円程度
- 土壌ガス調査（25地点）：80万円程度
- 表層土壌調査（45地点）：250万円程度
- ボーリング調査（2地点）：150万円程度
- 報告、協議等 40万円×1回

→計　**580～680万円程度**

【措置に要する費用の例（概算）】
- 地下水の水質の測定（２本、年4回×5年間）
  - 観測井戸：約110万円/本×２本
  - パージ・採水費用：約25万円/回×20回
  - 分析費用：約1万円/回×20回
  - 報告、協議等 40万円/年×5回

→計　**950万円程度**

調査や措置の費用は諸条件によって変わるため、上記の費用はあくまで一例として試算した費用の概算である。

1．調査費用の汚染原因者への求償について

課　題

- 有害物質使用特定施設の廃止時に限定されていた法制定時と比較し、法に基づく土壌汚染状況調査を実施する契機が拡充されている。一定規模以上の土地の形質変更時の調査義務の新設により、土壌汚染状況調査を複数回実施する場合も考えられ、**調査に係るコスト負担が増えている。**また、汚染の除去等の措置が必要な場合も、**多くの場合の指示措置は「地下水の水質の測定」であり、調査に要する費用が措置に要する費用と同規模の金額となっている場合が多い。**
- 調査に要した費用を汚染原因者に請求するには、**故意・過失や違法性のあることを原告側が証明した上で民法上の責任から損害賠償を求める必要があり、負担が大きい。**

検討会提言

- 現在、汚染原因者に措置を実施させることができるとされている場合においては、土地の所有者等に対し、区域指定までに法に基づき実施した土壌汚染状況調査の費用の求償を汚染原因者に対して行えるようにするといった対応を検討すべきである。（p.28）

１．調査費用の汚染原因者への求償について

論　点

- 特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、法に基づき実施する土壌汚染状況調査に要した費用を請求することを可能としてはどうか。

論点に対する方向性

a.　法に基づいて土壌汚染状況調査を行った場合であって、

①　当該土地の土壌汚染が判明し、

②　**当該汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるもの**であり、

③　**その者の行為が原因で土壌汚染状況調査が必要になったことが明らか**な場合

にはその者に対し、**当該汚染の状況の把握のために要した土壌汚染状況調査の費用を請求することができる**規定としてはどうか。

- 要措置区域となった場合に限らず、**形質変更時要届出区域になった場合も請求できる**規定としてはどうか。

b.　調査費用の請求権は、**一定の期間で時効によって消滅する**規定とすべきではないか。（措置費用の請求権は実施措置を講じ、かつ、汚染行為をした者を知った時から３年間行使しない、もしくは実施措置を講じた時から２０年経過で時効によって消滅する【法第８条第２項】）

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

現行制度①

- 自然由来の汚染であっても**形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）に指定**され、**法第12条届出、法第16条届出の対象となって**いる。

自然由来等基準不適合土壌に関連する過去の答申、施行通知

○今後の土壌汚染対策の在り方について（答申）（平成20年12月19日）

第３－３－（２）－③その他

自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、**自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、**搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。よって、**人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に法の対象とすべきである。**

○土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成22年３月５日付け環境省水・大気環境局長通知_環水大土発第100305002号）

第１　法改正の経緯及び目的

旧法においては、「土壌汚染」は、環境基本法（平成５年法律第９１号）第２条第３項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定されるものであり、**自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をその対象としていなかった**ところである。しかしながら、法第４章において、汚染土壌（法第１６条第１項の汚染土壌をいう。以下同じ。）の**搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設**されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、**健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がない**ことから、同章の規制を適用するため、**自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌を法の対象とする**こととする。

○土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成31年３月１日付け環境省水・大気環境局長通知_環水大土発第1903015号）

第１　法改正の経緯及び目的

なお、法第４章において、汚染土壌（法第16条第１項の汚染土壌をいう。以下同じ。）の**搬出及び運搬並びに処理に関する規制が設けられていること並びにかかる規制**を及ぼす上で、**健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌をそれ以外の汚染土壌と区別する理由がない**ことから、同章の規制を適用するため、**自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌を法の対象とする**ことについては、**従前のとおり**である。

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

現行制度②

- 自然由来の土壌汚染状況調査の試料採取等を行う区画は、対象地が900m格子より狭い場合は**最も離れた両端**、900m格子より広い場合は**900m格子毎の両端**としている。なお、**30m格子毎の調査を行った場合は当該結果を認める**としている。

自然由来等基準不適合土壌に関連する条文等

○規則第三条第六項

調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、**次の各号に掲げる場合の区分に応じ**、当該各号に定める方法により、**試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行う**ものとする。

第一号

土壌汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による**汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合**（土壌汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。）　**第十条の二に定める方法**

○規則第十条の二第一項第一号

第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う**区画の選定等の方法は、次の各号のとおり**とする。

○規則第十条の二第一項第二号

調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち**第三条第六項第一号に係る対象地**（以下この条及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の**最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子**（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により**調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とする**こと。

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

自然由来等汚染に対する区域指定制度に関連

ヒアリングでの意見（1／2）

- **自然由来汚染**と水面埋立て用材料由来汚染に分けて検討を行うべき（特に後者のリスクの判断の責任の明確化）。また、**敷地内での土壌の移動や敷地外への搬出の管理方法等に関する具体的な仕組み**を示すとともに、現在の調査方法は事前の情報がない限り自然由来等土壌の汚染を見つける仕組みとなっていないため、調査方法と判断基準も含め検討いただきたい。（土壌環境センター）
- **自然由来の基準値超過については区域指定としない**。もしくは汚染の程度・段階ごとに対応する基準新設を検討頂きたい。（不動産協会）
  - 自然由来のによる汚染は完全除去ができない場合が多く、基準値超過が少ない場合でも搬出等対応しており、非常に苦慮している
  - そもそも自然由来による汚染の存する場所は、今まで当該状態で使われてきた経緯があるなかで、法施行後においては、当該地を所有者の責任において除去等の対応しなくてはいけない理屈に対し理解が及んでいない
  - 土地所有者が原因でないにも関わらず、すべて所有者が負担する制度設計は不合理
  - 事例

    周辺広範に自然由来汚染の懸念があるエリアの工場跡地で、調査命令により調査実施したところ、浅層部で想定部以外の多数か所で鉛/ヒ素が超過検出。

    一部は残置し要届出区域に指定したが、当初想定より対策費用が大幅に増加
- **自然由来による汚染**の存する場所は、今まで当該状態で使われてきた経緯があるなかで、法施行後においては、**当該地を所有者の責任において除去等の対応**しなくてはならない。土地所有者が原因でないにも関わらず、すべて所有者が負担する制度設計は**不合理である**との指摘がある。（不動産協会）

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

自然由来等汚染に対する区域指定制度に関連

ヒアリングでの意見（2／2）

- **<u>自然由来等による区域指定を事業者は忌避</u>**している（東京都）
  - 自己の責任ではない汚染であって広域に分布しているのに正直者だけが区域指定という制限をうけ、かつ区域指定の解除が事実上できない
  - 未だ、土地の資産価値や土壌汚染への認識の問題から区域指定解除を求める傾向がある
  - 都条例に基づく地歴調査では自然由来等による汚染のおそれを把握してくる事業者等はほぼ存在しない。
  - 都条例では区域指定の概念はなく、自然由来等土壌については搬出時にのみ規制をかけているが、これについて事業者から特段抵抗はない（土地ではなく、搬出土壌の塊単位で規制をかけトレーサビリティを確保する）
  - 自然由来等土壌については、区域指定制度とは別な制度での規制ができないか（土地ではなく、「搬出時」の土壌に対して規制ができないか）
  - 自然由来等土壌の活用のためには、関係する制度等との連携等が必要なのではないか（建設その他で土壌を使用する際のガイドライン等）
  - 自然由来等汚染エリアにある飲用井戸は要措置区域の判断から外す（エリアの定め方は課題）
- 自然由来等汚染エリアにある飲用井戸は要措置区域の判断から外すべき。（東京都）
- **<u>自然由来等土壌は広範に存在することから、健康リスクに対して管理の負担が過大</u>**。（日本経済団体連合会）
  - 具体例：自然由来のひ素・ふっ素等は、火山が多いわが国の土壌に広く存在。水面埋立用として土壌が使用されれば、区域指定がなされるため、管理負担が膨大。また、過剰な掘削除去はCO_2増加に直結。
  - 「従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外することを検討すべき」との方向性に賛同。

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

自然由来等基準不適合土壌に対する搬出規制に関連

ヒアリングでの意見

- 自然由来等土壌の扱いについては、**自然由来等土壌の管理移動、再生利用の検討**も並行して進めることが必要である。（日本化学工業協会）

自然由来等汚染に対する土壌汚染状況調査に関連

ヒアリングでの意見

- 現行制度では、地歴調査の結果、汚染のおそれが自然に由来するものと認められる場合、人為等由来調査とは別の調査方法を行う必要があるところ、その由来の判断基準が曖昧であることから、自然由来特例区域に指定されることによる施工・搬出に係るメリットがあるものの、活用されにくい。との指摘がある。（名古屋市）
  - 他方、自主調査を実施した結果、取扱履歴のない第二種特定有害物質による低濃度汚染の事例が多いとの指摘がある。
  - 試料採取等調査の結果から、特定有害物質の種類及び濃度から自然由来の判定をし、自然由来の条件に該当する場合は、区域指定制度から除外し、自然由来等土壌を当該対象地から搬出する際に、処理等の管理を義務付ける制度にできないか。
- 人為由来等による汚染のおそれがあると判断し、第二種特定有害物質を調査した結果、事業場由来の汚染ではなく自然由来等で汚染している事例が少なくはないと推察されるが、その境界の判断が難しいとの指摘がある。（東京都）
  - 都の届出分析では、台地部に比べ、沖積層が広がる低地において砒素、ふっ素、鉛の基準不適合土壌が確認される割合が圧倒的に多いが、そのうち8割以上が砒素の基準値10倍以内の基準超過、ふっ素、鉛の基準値3倍以内の基準超過であり、自然由来の汚染を包含している可能性が示唆されている。
- 自然由来等と人為由来の区分について、リスクに応じた対応が基本と考える。（日本化学工業協会）
  - 人為由来については「健康リスク」とし、一方、 自然由来等の汚染原因者の特定が不可というケースについては、「汚染拡大リスク」として 区域指定の対象から外す ことが合理的で分かり易いと考える。
  - 但し、自然の岩石や堆積物中にPb 、 As 、 F 、 B 、 Hg 、 Cd 、Se 、 Cr(VI) が存 在し、それらが土壌汚染調査により環境基準値を超える濃度で検出されることがある。特に自治体と届出事業者間で議論になるのが Pb 、 As 、 F 、 B であり、事業活動に起因する人為由来であると明確に判断する基準が必要である。

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

検討会提言

- 土壌溶出量基準に不適合となる**自然由来等土壌**については、**形質変更に伴い土壌の搬出が行われる場合には現行制度と同等の**（中略）**枠組みは維持しつつ、従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外することを検討すべき**である。（p.31）
- 従来の区域指定を行わずに基準不適合土壌を特定する手法としては、現行の認定調査における試料採取方法等を参考に、（中略）搬出、処理等に係る規制等にかからしめることで、健康リスクの管理を講じていくことが考えられる。（p.32）
- 土壌含有量基準に不適合となる自然由来等土壌については、引き続き区域指定制度の下で汚染に対する健康リスクの管理を行っていくことが必要と考えられるが、こうした自然由来等土壌の取扱に関する制度についても、複雑化した制度を健康リスクに応じて整理する等の合理化を検討すべきである。（p.32）

2．健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壌の取扱について

論　点

- 自然由来の汚染はこれまでに**自然由来特例区域等の制度**が設けられてきたが、**地質的に同質な状態で広く存在する自然由来の汚染であるという趣旨を踏まえた制度**に見直してはどうか。

論点に対する方向性

a.　自然由来の土壌汚染については要措置区域及び形質変更時要届出区域としない制度とすべきではないか。

- **平成20年答申においては自然由来汚染は搬出以降の行為を法対象とすべきとされていたが、現行法では土地の形質変更も対象**となっているため、自然由来の汚染がある土地（以下、自然由来土地）として**法第12条届出の対象外**へ改めてはどうか。
- **自然由来土地については下記の条件を満たした場合としてはどうか。**
  - 自然由来による土壌溶出量基準不適合の場合のみとし、**土壌含有量基準不適合及び第二溶出量基準不適合の場合は適用されない**ものとする。
- 自然由来土地の**搬出時の規制は、現行法の自然由来汚染土壌に係る搬出規制**（自然由来等土壌利用施設へ搬出、区域間移動等）と同様の特例を設けてはどうか。

※自然由来土地を**台帳を調製して管理を行う区域指定によらない方法とするか、新しい区域指定制度による管理とするかは、引き続き検討**を行う。

b.　自然由来と判定するために必要な試料採取等調査方法についても**より合理的な調査方法を検討**すべきではないか。

- 今までの「900m格子（敷地）の両端での調査」と「30m格子毎の調査」に加えて、その間の面積（例えば90m格子毎）での調査も可能としてはどうか。

3-①．飛び地間移動の要件について

現行制度

- 飛び地間移動は、「**一の調査の結果」で同一の区域指定となった範囲に限定**している。
- また、飛び地間移動による人の健康にかかる被害が生ずるおそれがないようにするため、**一律、移動後の土壌が帯水層に接しないようにする**こととしている。

飛び地間移動等に関連する条文等

○法第十八条第一項

汚染土壌を当該要措置区域等外へ**搬出する者**（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を**汚染土壌処理業者に委託**しなければならない。ただし、**次に掲げる場合は、この限りでない。**

第三号　**一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間**において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の**土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合**

○規則第四十条第二項第四号／規則第五十三条第一項第三号

要措置区域（形質変更時要届出区域）の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、**当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする**こと。

3-①．飛び地間移動の要件について

ヒアリングでの意見

- 形質変更時に発生する基準不適合土壌について、敷地内の離れた場所に封土する場合や構外処分に向けた仮置き場への**飛び地間移動する場合、同一調査契機外の土砂は区別されるため、敷地の効率的運用の支障**となっており、外部処分量が増加しているとの指摘がある。（日本鉄鋼連盟）
- 大規模工場等の敷地において複数の契機で調査や対策がなされることがあるが、**現行法では一の調査契機で指定された区域間の移動しか認めておらず使い勝手が悪い。**（東京都）
  - 都では同一敷地内であれば、同一契機でなくとも飛び地間移動を認めている（都では同一敷地内の指定は、１つの指定番号で管理しており、これを飛び地間移動できる範囲として運用している）
  - 飛び地間移動をできる範囲を緩和できないか（例えば、同一事業者が一体的に管理している事業場内全体で移動可能にする、土地所有者が同一で連続している土地内で移動可能にするなど）
- 要措置区域間または形質変更時要届出区域間での**土壌の移動（飛び地間移動）については、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域に限定されている**ため、汚染土壌の仮置き場について、自由度がない。（日本経済団体連合会）
  - 搬出土壌の取り扱いについても、自治体ごとに運用に差。
  - 汚染の拡散防止等をはかったうえで、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域でなくとも、要措置区域間相互、または、形質変更時要届出区域間相互の移動であれば、汚染土壌の移動を認めることが望ましい。
  - 汚染土壌の取り扱いについて、自治体ごとの運用の差が生じることのないよう、統一・周知徹底が重要。

3-①．飛び地間移動の要件について

検討会提言

- 現行の**飛び地間移動及び自然由来等土壌に係る区域間移動**の特例制度については、従来は区域の指定方法が平面的であることを前提とされていたところ、**立体的な区域指定を可能にすることに併せて要件の合理化等の見直しを検討すべき**である。
  この場合、これらの特例制度の活用が主に行われている有害物質使用特定事業場の敷地内における土壌の移動の把握及び管理については、
  - ４．（１）１）①に記載した土地の取引時等における地歴調査の義務の創設、地下水汚染対策との制度的な連携の強化
  - ４．（３）に記載した土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化のための制度の見直し

  などを通して、総合的に確保が図られるようにしていくことも考慮すべきである。（p.30）

論　点

- 飛び地間移動は**移動可能な範囲を見直し**てはどうか。
- 飛び地間移動は**同一敷地内の移動にもかかわらず管理票の対象になっていることを見直して**はどうか。

3-①．飛び地間移動の要件について

論点に対する方向性

a. 飛び地間移動は、要措置区域同士または形質変更時要届出区域同士の**同一敷地内であれば、「一の調査の結果」に限らず、移動可能**としてはどうか。ただし現行法と同様に、要措置区域から形質変更時要届出区域、形質変更時要届出区域から要措置区域の飛び地間移動は不可としてはどうか。

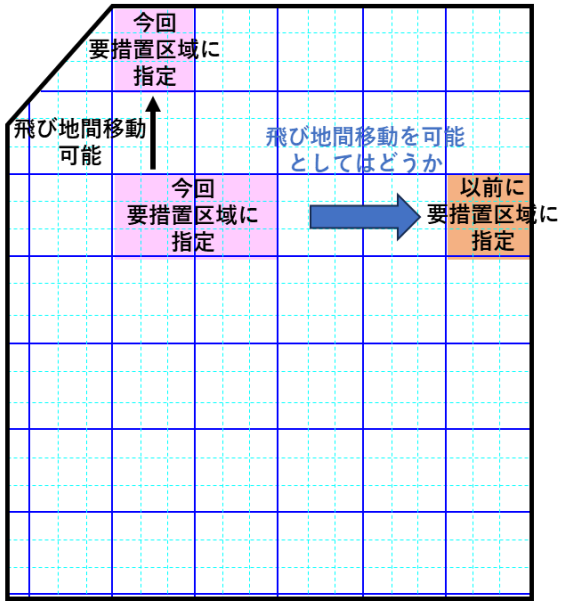

要措置区域を搬出元とした場合

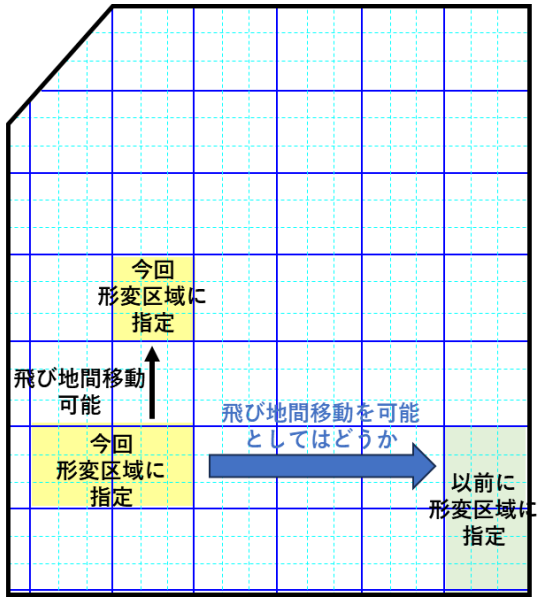

形質変更時要届出域を搬出元とした場合

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた要措置区域

左記以外の契機により指定を受けた要措置区域

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた形質変更時要届出区域

左記以外の契機により指定を受けた形質変更時要届出区域

b. 飛び地間移動の際、同一敷地内の移動は管理票によっては管理できないため、**同一敷地内での移動を追跡できるように、トレサビリティ管理（移動先の位置や汚染状態等の記録）を実施させる**こととしてはどうか。

3-②．仮置きの要件について

現行制度

- 工事の過程で敷地内に一時的に仮置きすることについて具体的な規定がない。

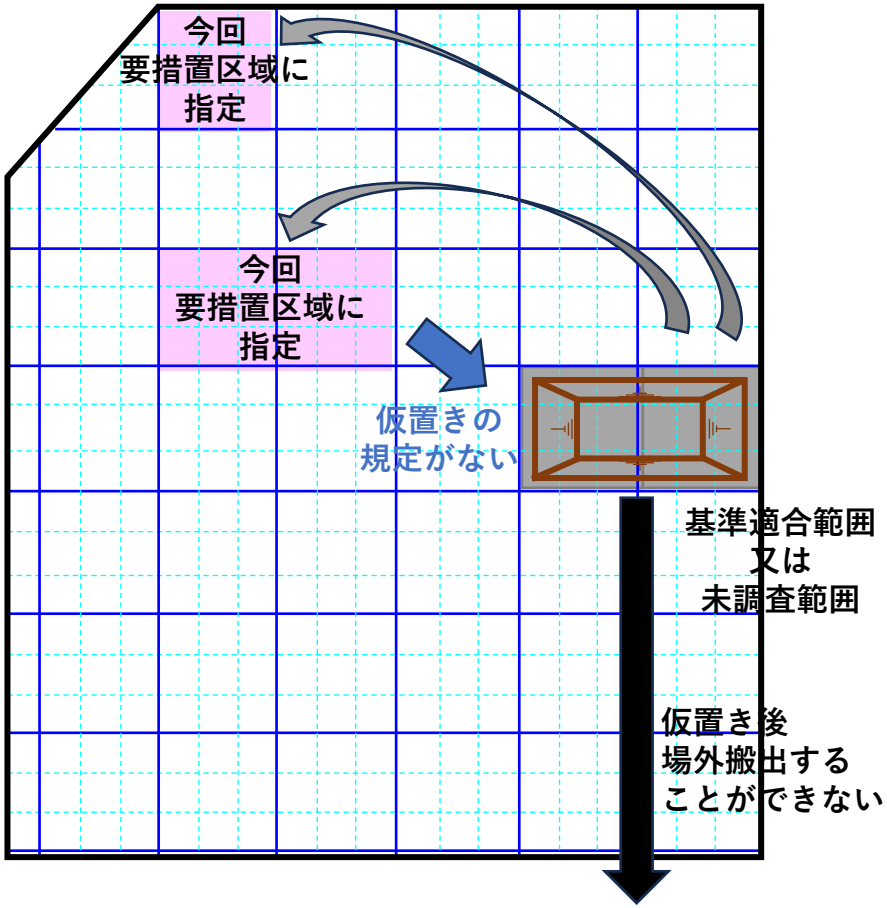

要措置区域を搬出元とした場合

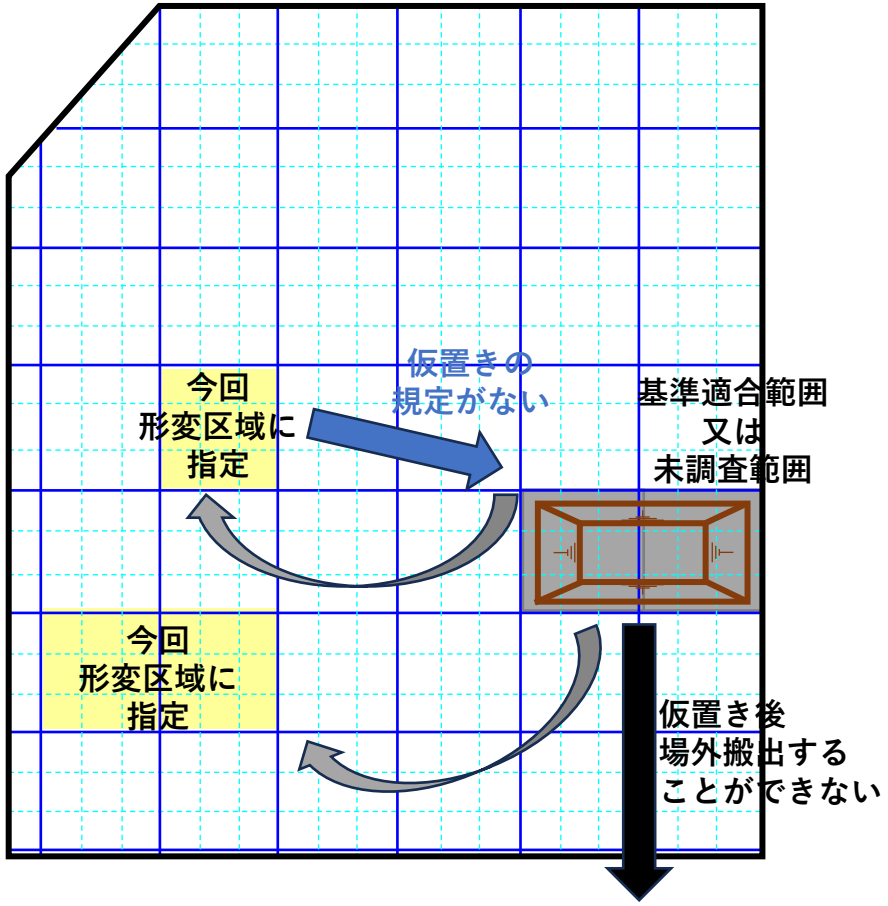

形質変更時要届出域を搬出元とした場合

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた要措置区域

基準適合範囲又は未調査範囲

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた形質変更時要届出区域

基準適合範囲又は未調査範囲

3-②．仮置きの要件について

ヒアリングでの意見

- 形質変更時に発生する基準不適合土壌について、敷地内の離れた場所に封土する場合や**構外処分に向けた仮置き場**への飛び地間移動する場合、同一調査契機外の土砂は区別されるため、**敷地の効率的運用の支障**となっており、外部処分量が増加しているとの指摘がある。（日本鉄鋼連盟）
- 大規模工場等の敷地において複数の契機で調査や対策がなされることがあるが、現行法では一の調査契機で指定された**区域間の移動しか認めておらず使い勝手が悪い。**（東京都）
  - 都では同一敷地内であれば、同一契機でなくとも飛び地間移動を認めている（都では同一敷地内の指定は、１つの指定番号で管理しており、これを飛び地間移動できる範囲として運用している）
  - 飛び地間移動をできる範囲を緩和できないか（例えば、同一事業者が一体的に管理している事業場内全体で移動可能にする、土地所有者が同一で連続している土地内で移動可能にするなど）
- 要措置区域間または形質変更時要届出区域間での土壌の移動（飛び地間移動）については、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域に限定されているため、**汚染土壌の仮置き場について、自由度がない。**（日本経済団体連合会）
  - 搬出土壌の取り扱いについても、自治体ごとに運用に差。
  - 汚染の拡散防止等をはかったうえで、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域でなくとも、要措置区域間相互、または、形質変更時要届出区域間相互の移動であれば、汚染土壌の移動を認めることが望ましい。
  - 汚染土壌の取り扱いについて、自治体ごとの運用の差が生じることのないよう、統一・周知徹底が重要。

3-②．仮置きの要件について

論　点

- 現行の制度では明確な規定が無いため、同一敷地内の移動として汚染土壌の**仮置きの取扱について明確にしてはどうか。**

論点に対する方向性

a.　汚染土壌の仮置きは、**同一敷地内であれば、汚染土壌の搬出とみなさず移動が行える**こととしてはどうか。

b.　仮置きの方法は以下によることとしてはどうか。
- 仮置きする場所と養生方法は法第7条又は法第12条届出の工事の行程の中の記載内容に含める。
- 仮置きは**盛土に限定する。**
- 養生方法は、例えば敷き鉄板＋底面及び上面のシートとし、飛散等を防止する。
- **仮置きが可能な期間は法第7条又は法第12条届出に記載される措置・形質変更（工事）を行う期間内**とする。
- 仮置き後は搬出（飛び地間移動等を含む）又は区域内移動、当該区域へ埋め戻しを行うものとする。

法第７条、法第12条の条文

〇第七条第一項

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、**要措置区域内の土地の所有者等に対し**、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した**計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成**し、これを**都道府県知事に提出すべきことを指示**するものとする。

〇第十二条第一項

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日**その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。**

3-③．期限を区切らない同一敷地内の移動について

現行制度

- 工事の過程で敷地内に期限を区切らず移動することについては規定がない。

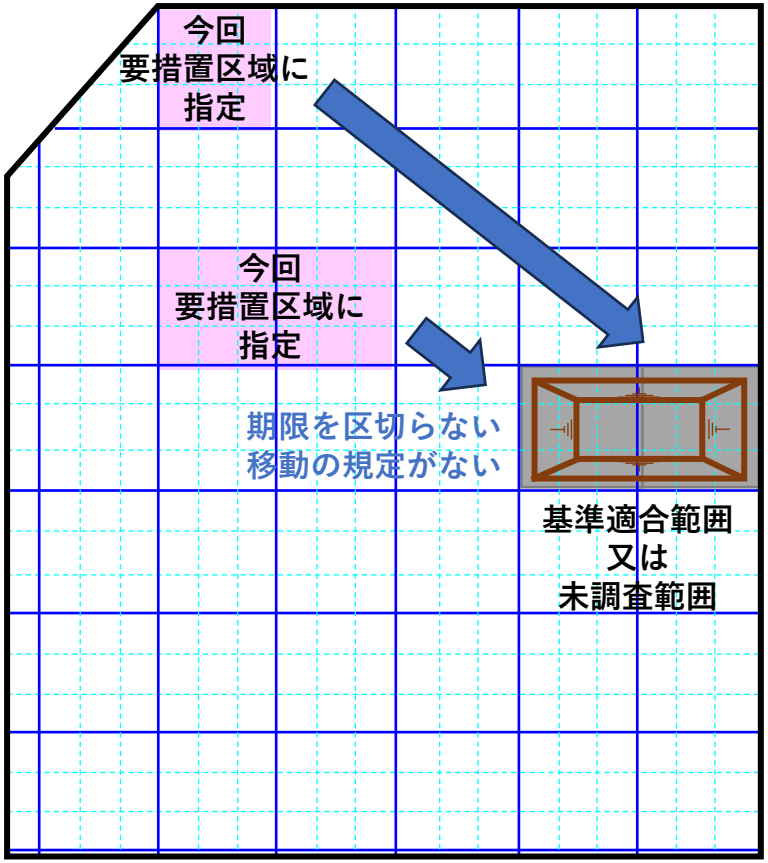

要措置区域を搬出元とした場合

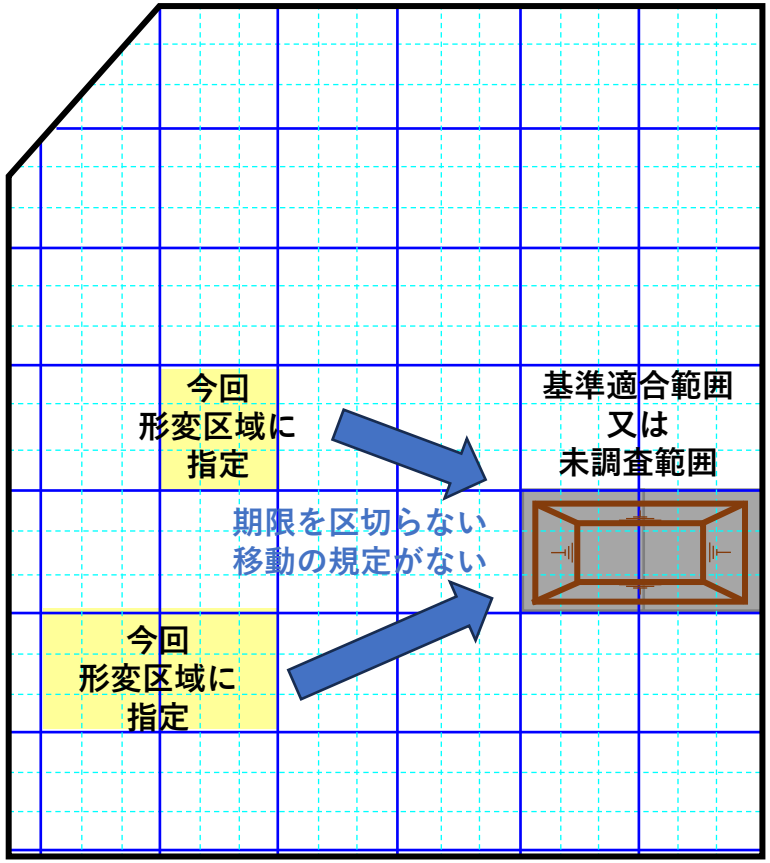

形質変更時要届出区域を搬出元とした場合

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた要措置区域

基準適合範囲又は未調査範囲

一の土壌汚染状況調査により指定を受けた形質変更時要届出区域

基準適合範囲又は未調査範囲

3-③．期限を区切らない同一敷地内の移動について

論　点

- 同一敷地内における汚染土壌の**長期的に「期限を区切らない同一敷地内の移動」についても具体的に規定してはどうか**。

論点に対する方向性

a. **同一敷地内**における**汚染土壌の期限を区切らない移動**については、**法第12条又は法第16条の届出の内容に記載して土地所有者の同意書を添付した上で届出を行い、届出を受けた都道府県は移動した先の区域を区域指定する**仕組みとしてはどうか。

① 基準適合範囲へ移動する場合

・過去に一回以上、土壌汚染状況調査が実施済みであればよいものとしてはどうか。

・搬出元の汚染の状態によらず一律可能とするが、**移動後の汚染土壌が帯水層に接しないようにする**こととしてはどうか。

② 未調査範囲へ移動する場合

・移動する前に移動先の範囲において土壌汚染状況調査を行う。その結果**土壌汚染が確認された場合は飛び地間移動**として扱い、**土壌汚染が確認されなかった場合は「①基準適合範囲へ移動する場合」**と同様に扱うものとしてはどうか。

①②共通の事項

➢ 同一敷地内の移動は管理票によっては管理できないため、**同一敷地内での移動を追跡できるように、トレサビリティ管理（移動先の位置や汚染状態等の記録）を実施させる**こととしてはどうか。

3-④．有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について

現行制度

- 水質汚濁防止法において、有害物質使用特定事業場で事故が発生した場合の応急措置対応と事故内容の届出が義務づけられている。

施行状況

- 特定施設の設置された事業場における事故時の措置に関する届出件数は、公共用水域関係が200件程度/年、地下水関係が10～30件程度/年。
  ※指定施設や貯油施設等の設置事業場は参考

○水質汚濁防止法に基づく事故時の措置に関する届出件数

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定施設（第14条の２第１項）	公共用水域	175	219	213	252	193	226	222	242	204	198	214	203	205
	地下水	10	6	7	7	10	27	20	15	8	7	7	9	21
指定施設（第14条の２第２項）	公共用水域	71	31	27	13	27	16	13	31	25	20	12	28	31
	地下水	18	2	4	1	6	2	11	7	7	10	9	3	6
貯油施設等（第14条の２第３項）	公共用水域	195	230	268	241	232	184	212	180	164	187	164	169	137
	地下水	34	52	46	43	41	28	42	49	41	68	54	67	58

3-④．有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について

検討会提言

- 有害物質使用特定事業場の設置者から、地下水に係る水濁法上の事故の届出が都道府県知事に行われたときで、事故により生じた土壌汚染の状況の把握が必要と考えられる場合に対しては、土対法第７条第１項ただし書の規定を参考に、設置者を実施主体として汚染状況の調査を求められるようにすることを検討することが考えられる。（p.28）

論　点

- 有害物質使用特定事業場において事故が発生した際に、**土壌汚染対策法における何かしらの対応が必要か検討**してはどうか。

論点に対する方向性

a. 特定施設の破損その他の事故により有害物質を含む水が漏えい等した場合、**水質汚濁防止法において応急の措置を講ずることが義務付けられており、必要な場合にはその措置に当該場所の土壌の除去も含まれる**。土壌汚染対策法に基づく調査の対象とせずとも、水質汚濁防止法に基づき、必要に応じて土壌に関する応急的な対策がなされることから、**新たに土壌汚染対策法に基づく調査の機会を設ける必要性は高くない**のではないか。

b. この一方で、以下について周知し土壌汚染対策における活用を図ることとしてはどうか。

① **自治体内において当該事故に関する情報を、公共用水域や地下水に係る常時監視担当者や、土壌汚染対策法担当部署等に共有**すること。

② **必要に応じて土壌汚染状況調査の報告を受けた際等に、土壌汚染対策法担当部署等にてその結果を活用**すること。